

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の全てに該当する住宅その他市長が認めた住宅

ア 一戸建てのもの

イ 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工されたもの

ウ 木造で階数が2以下のもの

エ 在来軸組工法によるもの

(2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法により地震に対する安全性を診断するもの

(3) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画と補強方法等により、地震に対する安全性の向上を目的として行う増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備

(4) 全体耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、総合判定を1.0以上とする一棟全体に対する耐震改修

(5) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の住宅について、主たる居室その他の住宅の一部に限定して改修を行う工事で、市長が別に定める技術基準に適合させる耐震改修

(6) 段階的耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が0.7未満の住宅について、段階的に改修を行う工事で、総合判定を0.7以上1.0未満とする耐震改修

(7) 診断法表等 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表その他市長がこれに準ずると認めるもの

(補助金の交付基準)

第3条 補助金は、市内において旧基準木造住宅を所有する者等のうち、当該旧基準木造住宅の全体耐震改修、部分耐震改修又は段階的耐震改修（以下「耐震改修」という。）のための計画策定又は耐震改修を行う者で、市税を完納している者に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 耐震改修のための計画策定1件当たりの補助金の額は、計画策定に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の2とし、20万円を超えない額とする。

2 耐震改修1戸当たりの補助金の額は、耐震改修に要する費用（工事監理に要する費用及び耐震改修に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「耐震改修工事費」という。）の5分の4とし、120万円を超えない額とする。ただし、富山市まちなか居住推進事業における「まちなか」又は富山市公共交通沿線居住推進事業における「公共交通沿線居住推進地区」内での全体耐震改修においては、耐震改修工事費の5分の4とし150万円を超えない額とする。

3 前項の規定に関わらず、利子補給制度（独立行政法人住宅金融機構による高齢者向け耐震改修融資に対する利子補給制度をいう。）を利用する住宅の耐震改修1戸当たりの補助金の額は、耐震改修に要する費用（工事監理に要する費用及び耐震改修に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「耐震改修工事費」という。）の5分の2とし、62万5千円を超えない額とする。ただし、富山市まちなか居住推進事業における「まちなか」又は富山市公共交通沿線居住推進事業における「公共交通沿線居住推進地区」内での全体耐震改修においては、耐震改修工事費の5分の2とし92万5千円を超えない額とする。

4 前3項の規定に基づき算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金等交付申請書（様式第1号）に、市長が別に定める書類を添えて、耐震改修のための計画策定又は耐震改修工事に着手する前までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は補助金の受領について、耐震改修のための計画策定又は耐震改修工事を行う事業者に委任することができる。この場合において、申請者は、補助金の代理受領の委任状及び同意書（様式第14号）を前項に掲げる書類に添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定をするときは、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示をすることができる。

（事業計画の変更）

第7条 申請者は、第5条第1項の規定により提出した事業計画書等の内容

を変更しようとするときは、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金計画変更承認申請書（様式第5号）又は富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金計画変更交付申請書（様式第6号）に、同条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により変更を承認したときは、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金計画変更承認通知書（様式第7号）又は富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金計画変更交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（事業計画の中止）

第8条 第6条第2項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者が、規則第11条第1項の規定により補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金事業中止届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止届の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号の2）により通知するものとする。

（状況報告等）

第9条 市長は、必要に応じて申請者に報告を求め、又は担当職員に当該事業計画に係る工事箇所等に立入調査をさせることができる。

（補助事業遂行に関する指示）

第10条 市長は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

（実績報告）

第11条 申請者は、耐震改修のための計画策定又は耐震改修工事が完了したときは、遅滞なく、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に、市長が別に定める書類を添付して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、補助事業実績報告書等の書類の審査及び現地調査等により当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、申請者に富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金額確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定による通知の日以後に交付する。

(適用除外)

第14条 補助金の交付は、住宅一戸につき一度限りとし、他の制度等による耐震改修のための計画策定又は耐震改修工事の補助金交付対象となった住宅については適用しない。

(手続の特例)

第15条 申請者は、規則第19条の規定により、第7条の規定による事業計画の変更等の承認の申請及び第11条に規定する実績報告を併合することできる。この場合において、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金計画変更承認申請書兼事業実績報告書(様式第15号)又は富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金変更交付申請書兼事業実績報告書(様式第16号)に第5条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類等の審査及び現地調査等を行うことにより、変更を承認し、補助金の額の確定をしたときは、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金計画変更承認通知書兼補助金額確定通知書(様式第17号)又は富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第18号)により通知するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

富山市木造住宅耐震改修等支援事業を実施したいので、富山市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額	金	円
内訳	計画策定費	円
	耐震改修工事費	円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他

様式第2号（第5条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金事業計画書

申請者	フリガナ			
	氏名	(電話)		
住宅	所在地 (地名地番)			
	建築年月	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和	年	月
	階数	☐ 1 階 ☐ 2 階	延べ床面積	m ²
診断者	氏名			
	資格	☐ 一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士		
	登録番号			
現在の I _w 値と耐震診断方法		I _w =	☐ 一般診断法 ☐ 精密診断法 ☐ その他	
耐震改修方法		☐ 全体耐震改修（全階を総合判定 1.0 以上）		
		改修を行う住宅の場所	まちなか・公共交通沿線・その他	
		☐ 段階耐震改修（全階を総合判定 0.7 以上 1.0 未満）		
		☐ 部分耐震改修（2 階建ての 1 階の上部構造評点 1.0 以上）		
耐震改修計画		☐ 部分耐震改修（主たる居室のみ部分判定 1.5 以上）		
		☐ 未策定		
		☐ 策定済み		
		改修後の I _w 値と耐震診断方法 ※部分耐震改修の場合は 2 階建ての 1 階の上部構造評点又は主たる居室のみ部分判定値を記載		
		I _w =	☐ 一般診断法 ☐ 精密診断法 ☐ その他	
工事予定期間		交付決定日から 年 月まで ※2 月末までに完了する工事であること		
利子補給制度		☐ 利用する ☐ 利用しない		

様式第3号（第5条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
収支予算書

歳入予算

（単位：千円）

区 分	金 額
補助金	
自己資金	
借入金	
合 計	

歳出予算

（単位：千円）

区 分	金 額
計画策定費	
耐震改修工事費	
税	
合 計	

様式第4号（第6条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付決定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました 富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1	補助金の額	金	円
	内訳	計画策定費	円
		耐震改修工事費	円

2 補助金等の交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、事業計画の変更申請を行うこと。
- (2) 補助事業を中止する場合においては、事業計画の中止届を提出すること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（裏面へ続く）

3 交付決定の取消し

この交付決定にかかわらず、市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) 補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (5) 補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第 5 号（第 7 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市補助金等交付規則第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

変更の理由及び内容

様式第 6 号（第 7 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
計画変更交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市補助金等交付規則第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

1	変更前交付申請額 金	円
	内訳 計画策定費	円
	耐震改修工事費	円

	変更後交付申請額 金	円
	内訳 計画策定費	円
	耐震改修工事費	円

2 変更の内容及び理由

様式第 7 号（第 7 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
計画変更承認通知書

富山市指令 第 年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市木造住宅耐震改修等
支援事業補助金の事業計画の変更について、承認しましたので、富山市補助金等
交付規則第 11 条第 3 項の規定により通知します。

記

承認の内容

様式第 8 号（第 7 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
計画変更交付決定通知書

富山市指令 第 年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市木造住宅耐震改修等
支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則
第 11 条第 2 項の規定により、年 月 日付け富山市指令 第 号
の補助金額 円を次のとおり変更して交付することに決定しましたの
で通知します。

記

補助金額 金 円

様式第9号（第8条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
事業中止届

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金の事業計画について、事業を中止したいので、富山市補助金等交付規則第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

中止の理由

様式第9号の2（第8条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
交付決定取消通知書

富山市指令 第 年 月 日 号

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった 富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金について、補助事業の中止を承認し、補助金の交付決定を取り消しましたので、富山市補助金等交付規則第11条第3項の規定により通知します。

様式第 10 号（第 11 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった 富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金について、富山市補助金等交付規則第 12 条の規定により、事業の実績を報告します。

記

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他

様式第 11 号（第 11 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金事業実績書

申請者	フリガナ			
	氏名	(電話)		
住宅	所在地 (地名地番)			
	建築年月	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和	年	月
	階数	☐ 1 階 ☐ 2 階	延べ床面積	m ²
診断者	氏名			
	資格	☐ 一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士		
	登録番号			
改修工事前の I _w 値と耐震診断方法		I _w =	☐ 一般診断法 ☐ 精密診断法 ☐ その他	
耐震改修方法		☐ 全体耐震改修（全階を総合判定 1.0 以上）		
		改修を行う住宅の場所	まちなか・公共交通沿線・その他	
		☐ 段階耐震改修（全階を総合判定 0.7 以上 1.0 未満）		
		☐ 部分耐震改修（2 階建ての 1 階の上部構造評点 1.0 以上）		
		☐ 部分耐震改修（主たる居室のみ部分判定 1.5 以上）		
改修工事後の I _w 値と耐震診断方法		I _w =	☐ 一般診断法 ☐ 精密診断法 ☐ その他 ※部分耐震改修の場合は 2 階建ての 1 階の上部構造評点又は主たる居室のみ部分判定値を記載	
工事期間		交付決定日から 年 月まで		

様式第 1 2 号（第 1 1 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
収支決算書

歳入決算

（単位：千円）

区 分	金 額
補助金	
自己資金	
借入金	
合 計	

歳出決算

（単位：千円）

区 分	金 額
計画策定費	
耐震改修工事費	
税	
合 計	

様式第 1 3 号（第 1 2 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
額確定通知書

富山市指令 第 年 月 日 号

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付
決定した 富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金については、富山
市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により、次のとおり補助金額を確定しまし
たので通知します。

記

補助金の確定額	金	円
内訳	計画策定費	円
	耐震改修工事費	円

様式第 1 4 号（第 5 条関係）

補助金の代理受領の委任状及び同意書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名 印

私は、富山市木造住宅耐震改修等支援事業を実施するにあたり、補助金の受領を下記の事業者に委任します。

記

会社名		
代表者名	印	
所在地		
振込先	金融機関名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	
私は、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定による補助金の代理受領の委任を受けることに同意します。		

様式第 15 号（第 15 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
計画変更承認申請書兼事業実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金について、次のとおり事業計画等を変更しましたので、富山市補助金等交付規則第 11 条第 1 項の規定により承認願います。

また、同規則第 12 条及び第 19 条の規定により、事業の実績を併せて報告します。

記

1 変更の理由及び内容

2 添付書類

- （1）事業実績書
- （2）収支決算書
- （3）その他

様式第 16 号（第 15 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
変更交付申請書兼事業実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市補助金等交付規則第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

また、同規則第 12 条及び第 19 条の規定により、事業の実績を併せて報告します。

記

1 変更前交付申請額 金	円
内訳 計画策定費	円
耐震改修工事費	円

変更後交付申請額 金	円
内訳 計画策定費	円
耐震改修工事費	円

2 変更の内容及び理由

3 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他

様式第 17 号（第 15 条関係）

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
計画変更承認通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました 富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則第 11 条第 2 項の規定により、年 月 日付け富山市指令 第 号の補助金については、同規則第 13 条及び第 19 条の規定により、併せて補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 承認の内容
- 2 補助金確定額 金 円
内訳 計画策定費 円
耐震改修工事費 円

富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました 富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則第 11 条第 2 項の規定により、年 月 日付け富山市指令 第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付し、同規則第 13 条及び第 19 条の規定により、併せて補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

1	補助金変更交付決定額	円
	内訳 計画策定費	円
	耐震改修工事費	円
2	補助金確定額	円
	内訳 計画策定費	円
	耐震改修工事費	円